

胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業  
補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、胎児性・小児性水俣病患者が在宅で安心して暮らすことのできる環境づくりを推進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、胎児性・小児性水俣病患者とは、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 水俣病認定患者であること。
- (2) 原則として、当該事業実施年度の4月1日現在で65歳未満であること。
- (3) 原則として、熊本県内に居住し、在宅で生活していること。

(補助対象期間)

第3条 補助金の対象となる期間は、当該年度の4月1日から3月31日までの期間とする。

(補助事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が胎児性・小児性水俣病患者向けに実施するバリアフリー化等の住宅改造に対し助成する事業(以下「住宅改造助成事業」という。)とする。

2 補助事業は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 取組内容が法令等に違反しないこと。
- (2) 事業に着手していないこと。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) その他補助事業の目的及び趣旨に反しないこと。

(補助事業者)

第5条 補助事業者は、胎児性・小児性水俣病患者の居住地を管轄する市町村とする。

(補助対象経費及び補助率)

第6条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率(補助回数・補助上限額)は、別表第1のとおりとする。ただし、補助事業の実施に要する経費に係る消費税及び地方消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における消費税及

び地方消費税相当分は除くものとする。

- 2 補助事業に国、県以外の団体等からの補助金、交付金、助成金、賛助金等の収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の算出方法)

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費の合計実支出額と補助上限額を比較して少ない方の額と、総事業費から国、県以外の団体等からの補助金、交付金、助成金、賛助金等の収入を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業(変更)計画書(別記第2号様式)
- (2) 補助金所要額調書(別記第3号様式)
- (3) 収支予算書(別記第4号様式)
- (4) 歳入歳出予算書(見込)抄本(別記第5号様式)
- (5) その他参考となる書類

(補助金交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業を中止又は廃止する場合は、別記第6号様式による申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別記第7号様式により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却に資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)で定める期間を経過するまでは別記第8号様式による申請書を、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号。以下「承認基準」という。)に定める包括承認事項に係るものについては、別記第8号の2様式による報告書を知事に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了

後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (6) 補助事業の経理を行うに当たっては、補助事業以外の事業を厳に区別して行うものとする。
- (7) 第15条の規定による補助金の額の確定後、当該事業の対象から除外すべき事由が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部の金額を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が確定した場合は、別記第9号様式により速やかに知事に報告しなければならないこと。この場合において、補助事業者は、当該消費税等相当額を県に納付するものとする。

#### (決定の通知)

第10条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

#### (補助事業の内容等の変更)

第11条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業の主要部分(補助目的にかかわる事業内容、事業実施時期)の変更
  - (2) 事業内容の変更に伴う補助所要額の変更
- 2 規則第7条第1項の変更申請書は別記第11号様式によるものとし、事業変更計画書及び変更後収支予算書はそれぞれ別記第2号の2様式及び別記第4号の2様式によるものとする。
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第10号の2様式)により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第10号の3様式)による行うものとする。

#### (申請の取下げ)

第12条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(状況報告)

第13条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が必要であると認めて指示をした場合に行うものとする。

2 前項の状況報告は、遂行状況報告書（別記第12号様式）によるものとし、その提出部数は、1部とする。

(実績報告)

第14条 規則第13条の実績報告書は、別記第13号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書（別記第2号の3様式）

(2) 補助金精算額調書（別記第3号の2様式）

(3) 収支決算書（別記第4号の3様式）

(4) 歳入歳出決算書（見込）抄本（別記第5号の2様式）

(5) しゅん工検査復命書又は工事完了確認書の写し

(6) その他参考となる書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過した日又は当該事業実施年度の3月末日までのいずれか早い日とする。

4 第1項の実績報告書により実績報告を行うに当たって、仕入控除を行う場合は、補助金に係る消費税及び地方消費税を補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

(補助金の請求等)

第16条 規則第16条第1項の請求書は、別記第15号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払申請書（別記第16号様式）及び補助金概算払請求書（別記第15号の2様式）によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第17条 規則第23条に規定する別に定める期間は5年とし、別記第17号様式による補助金調書を作成するものとする。

(雑則)

第18条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要項による改正後の胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金交付要項の規定は、平成27年度以後の補助金について適用し、平成26年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成30年6月18日から施行し、改正後の胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金交付要項の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この要項による改正後の胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金交付要項の規定は、平成30年度以後の補助金について適用し、平成29年度までの補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

補助対象経費	補助率（補助回数・補助上限額）
<p>玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等の胎児性・小児性水俣病患者が利用する部分であって、当該胎児性・小児性水俣病患者向けに実施する改造に要する費用（本工事費、付帯工事費及び調査費に限る。）について、補助事業者が胎児性・小児性水俣病患者に助成を行う場合における当該助成に要する扶助費</p>	<p>10分の10（胎児性・小児性水俣病患者1人について原則として3回以内、この補助金と平成25年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金との合計で金90万円以内。ただし、障害者総合支援法における日常生活用具給付等事業の住宅改修事業、介護保険法における介護保険住宅改修費又は熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業における補助対象額を除く。）</p>
<p>補助事業者が上欄に掲げる助成を行う場合における事務に係る次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 賃金</li> <li>(2) 共済費</li> <li>(3) 旅費</li> <li>(4) 需用費（消耗品費及び印刷製本費等）</li> <li>(5) 役務費（通信運搬費及び手数料等）</li> <li>(6) 使用料及び賃借料</li> <li>(7) その他補助事業実施に必要な経費と知事が認めた経費</li> </ul>	<p>10分の10（胎児性・小児性水俣病患者から補助事業者への申請1件につき、金1万円以内）</p>